令和７年度当麻町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、結婚新生活の支援により婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助については、当麻町補助金等交付規則（昭和６３年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

（２）　住宅費　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に支払った婚姻を機に新たに住宅を取得する際に要した費用、物件を賃借する際に要した費用で、住宅の取得費、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（３）　引越費用　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に支払った婚姻に伴う引越費用で、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）　下記により算出した世帯の所得が５００万円未満であるもの。

「世帯の所得の算出方法」

所得証明書をもとに、令和６年１月１日から令和６年１２月３１日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする（申請月が４月から６月までの場合は令和５年１月１日から令和５年１２月３１日までの間の夫婦の所得を合算した金額とする）。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額により算出する。

（２）　夫婦ともに婚姻日における年齢が３９歳以下であること。

（３）　対象となる住宅又は物件が当麻町内にあること。

（４）　申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅又は物件の住所となっていること。

（５）　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（６）　過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

（７）　同一世帯に属する者全員が地方税及び上下水道料金等、町への納入金を完

納していること。

２　前項に規定する者のほかに、交付決定年度の前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯（他の自治体で補助の決定を受けた世帯を除く。）であって、その受給額が、当該補助を決定した町長が定める１世帯当たりの補助上限額に達しなかった者についても、同様に補助対象世帯とする。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住宅費、住宅リフォーム費、引越費用それぞれの額を対象とし、１世帯当たり合計３０万円を上限として、予算の範囲内において交付する。ただし、婚姻日における夫婦の年齢が共に２９歳以下であるときは６０万円とする。

２　前条第２項の世帯は、当該補助を給付した町長が交付決定年度の前年度の１世帯当たりの補助上限額として定める額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済みの額を差し引いて得た額を限度とする。

３　前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

４　補助申請期限は、令和８年３月３１日までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当麻町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　所得証明書

（２）　貸与型奨学金の返還額がわかる書類

（３）　夫婦それぞれの年齢の確認ができる書類

（４）　住宅の売買契約書又は工事請負契約書（住宅費における取得の場合）

（５）　住宅の売買契約又は工事請負契約に係る領収書（住宅費における取得の場合）

（６）　物件の賃貸借契約書（住宅費における賃貸借の場合）

（７）　物件の工事請負契約書の写し（住宅費におけるリフォームの場合）

（８）　住宅手当支給証明書（第２号様式）（住宅費における賃貸借の場合）

（９）　引越費用に係る領収書（引越費用の場合）

(10)　戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日が確認できる書類

(11)　同意書（第３号様式）

(12)　誓約書（第４号様式）

(13)　同一世帯に属する者全員の地方税等の納税状況が確認できる書類（納税証明書）

(14)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、当麻町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第７条　前条の規定により補助の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに当麻町結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（第６号様式）に、第５条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当麻町結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（第７号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、当該年度の事業完了時に速やかに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

（１）　当麻町結婚新生活支援事業実績報告書（第８号様式）

（２）　家賃支払内訳書（第９号様式）（住宅費における賃貸借の場合）

（３）　家賃等の領収書等（住宅費における賃貸借の場合）

（４）　工事等の領収書等（住宅費におけるリフォームの場合）

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条に定める実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告等の審査により、補助金の交付の決定内容等に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは補助金交付額を確定し、当麻町結婚新生活支援事業費補助金交付額確定通知書（第１０号様式）により交付決定者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助金の交付の取消）

第11条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（３）　この要綱に違反する行為があったとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（第１１号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（委任）
第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。